

平成23年3月7日

各 位

会社名 太平洋興発株式会社
代表者 取締役社長 佐藤 幹介
(コード番号 8835 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 板垣 好紀
(TEL 03-5830-1601)

株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ

当社は、当社株主より、臨時株主総会招集の請求に関する書面を平成23年3月7日付で受理いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 請求の内容

(1) 請求者

黒田 康敬 (保有議決権個数 2,351 個、総株主の議決権の数に対する所有割合 3.47%)

(2) 総会の目的たる事項

剰余金の配当に関する件

(3) 招集の理由

当社の2010年までの剰余金より特別配当金を1株当たり3.5円とし、即時配当することを提案請求する。

2. 今回の臨時株主総会招集の請求について

当該株主から臨時株主総会招集の請求につきましては、平成23年2月17日に招集請求書が送付されておりましたが、当社株式取扱規則第12条の規定に則り、本人確認を行ってございましたため、正式受理とはなっておりませんでした。

本日、同規定に基づく本人確認ができましたため、本臨時株主総会招集の請求書を正式に受理しております。

3. 当該請求に対する当社の対応方針

当社は、当該請求について慎重に検討いたしました。

しかしながら、当社は、安定的、継続的に剰余金の配当を行うことを基本方針とし、毎年6月開催予定の定時株主総会において、当期の剰余金の配当議案を上程することとしております。今期につきましても、この基本方針に従い、本年6月開催予定の定時株主総会において剰余金の配当議案をお諮りする予定であります。

それにも拘らず、当該定時株主総会と近接する日時に剰余金の配当議案を審議するため臨時株主総会を招集・開催することは合理的ではないこと、また、当該請求に基づく総会招集の理由は、配当の時期・金額のいずれにおいても当社の前記基本方針に沿わないものといえます。

従いまして、当社としましては、本日開催の取締役会において、当該請求に基づく臨時株主総会の招集手続きは行わないことと決定いたしました。

なお、今後、当該請求について開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせしてまいります。

以上